平成２６年（フ）第１１７６号
名古屋市天白区池場３丁目503番地　コーポ繁201号
破産者　中野　憲一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７７号
名古屋市天白区池場３丁目503番地　コーポ繁201号
破産者　中野　智代
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０４号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―1003
破産者　ホームリボーン増改築センターこと　伊藤　正直
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７３号
名古屋市緑区黒沢台４丁目208番地
破産者　古屋　孝訓
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４１０号
名古屋市港区野跡３丁目５番７―401号　みなと荘
破産者　日比野明人
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５１号
大阪府高槻市東上牧２丁目31番11号、前住所大阪府八尾市東山本新町２丁目５番18号
破産者　出口　統一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９３号
大阪府高槻市宮が谷町13番13号
破産者　中林　　將
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６１号
大阪府箕面市瀬川１丁目７番11号
破産者　森恵良こと　森　　恵良
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
大阪府藤井寺市小山６丁目５番50号
破産者　玉井　孝子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
大阪府南河内郡太子町大字太子686番地の２
破産者　長谷川則子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町18番地１Ｍｅｒｇｏ一条通308号、前住所京都府木津川市木津南後背217番地９
破産者　高橋　秀行
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
大阪府松原市高見の里５丁目503番地105号、開始決定時の住所大阪府松原市三宅中５丁目９番19号
破産者　奥田　園香
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８２号
堺市中区土塔町3009番地、前住所堺市中区深井中町589番地
破産者　小郷　和彦
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８４号
堺市中区深井中町3273番地　テ・キューロドス102号、前住所堺市中区土塔町3253番地ベルヴィール101号
破産者　小郷健太郎
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番315号
破産者　相川　孔明（旧姓木元）
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目３番15号、申立時の住民票上の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目10番17―301号
破産者　髙木　真司
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
宮城県仙台市宮城野区東宮城野４番　宮城野団地２号棟1110号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町５―14―３　シティハイムパールⅠ103号
破産者　宮川　　健
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目12番10号
破産者　大森　晋哉
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係